

答 申 書
(答 申 第 293 号)
令和2年(2020年)1月29日

1 審査会の結論

審査請求人に関する里親廃止台帳について、審査請求のあった非開示部分の全てを開示することが妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、〇〇〇氏に関する里親廃止台帳の内容である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報の一部が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）及び同項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を「対象公文書の2、4、5、6ページ目の4枚の非開示部分を開示する。」処分に変更することを求めていることから、請求人が主張する非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、個人の正当な利益を侵すおそれがない場合としては、次のような場合が考えられるとしている。

(ア) 開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが明らかである場合

(イ) 当該個人情報が何人でも知り得るものである場合

(ウ) 当該個人の同意が得られた場合

イ 実施機関は、2号情報に該当するとして非開示とした部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められると主張している。

ウ 請求人は、本件処分で2号情報として非開示とした部分について、2号情報に該当するためには「開示請求者以外の個人に関する情報」であり、かつ「開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるもの」として、両方の要件を各個具体的に判断すべきものであると主張している。

そして、「正当な利益」がどのような利益であり、「侵すおそれ」がどの程度の蓋然性（抽象的な可能性ではなく、具体的な蓋然性が必要である。）のあるものかは、行政庁に説明する責任があると解すべきであると主張している。

エ 審査会において、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、里親申込書及び里親登録簿からなっており、里親登録簿である5ページの中には、旭川児童相談所長が作成した請求人に関する里親に登録する経緯等のメモ（以下「メモ」という。）が添付されていた。

そのうち、2号情報に該当するとして非開示とした部分は、里親申込書及び里親登録簿に記載された本籍や住所等の各項目の内容や印影並びにメモの1行目から8行目、10行目及び12行目から14行目の部分であるが、メモの1行目から6行目にかけては里親認定への事実関係が記載され、6行目から8行目にかけては児童相談所の里親認定に対する考え方が記載され、10行目及び12行目から14行目にかけては第三者の名前等が記載されていた。

個人情報開示請求において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある情報に該当するかどうかは、請求人と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断するものとされているため、各項目等について、この観点から判断することとする。

また、2号情報に該当するとして非開示とした部分の中には、異なるページに重複して記載されている項目があり、それらは同じ内容であるため、開示、非開示も同一の判断として支障はなく、最初に記載があるページにより判断を行うものとする。

はじめに、2ページ目の本籍、住所、交通目標、電話番号、健康状態、職業、履歴、母乳の有無及び住居及び環境欄。4ページ目の性格及び宗教欄。6ページ目の住居、衛生的環境、社会的信用、家庭内の雰囲気、近隣の評判、学校の状況及びその距離、地域的社会的状況及び家計及び資産欄についてであるが、これらについては、請求人と里親という関係性から、請求人がこれらの個人情報を知り得る立場にあることが明らかであり、開示することにより、里親の正当な利益を侵すおそれがある情報とは認められないことから、開示が妥当であると判断する。

次に、2ページ目の児童受託の動機、養育期間、委託費に対する希望、養育の方針及び児童を働かせようと思う場合その仕事・場所・労働条件等欄。4ページ目の養育に対する理解程度熱意等欄。メモの1行目から6行目にかけて里親認定への事実関係が記載され、6行目から8行目にかけて児童相談所の里親認定に対する考え方が記載されている部分。6ページ目の委託費及び養育期間欄についてであるが、これらについては、審査会で請求人に確認したところ、里親は既に亡くなっており、養育時代も里親としての務めを果たしていたものと認められ、請求人と良好な関係を保っていたことに鑑み、開示することにより、里親の正当な利益を侵すおそれがある情報とは認められないことから、開示が妥当であると判断する。

次に、2ページ目の里親の印影についてであるが、これについては、印影は個人情報ではあるものの、今から65年前に亡くなっている養父である〇〇〇氏が使用していた印鑑の印影であり、現時点では、偽造等の不正使用を誘発するおそれがあるとは認められないこと、また、審査会として、非開示とした印影を確認したところ、印影の形状からも、認証機能が高い印影とは認められないことから、開示することにより、養父の正当な利益を侵すおそれがある情報とは認められず、開示が妥当であると判断する。

次に、メモの10行目及び12行目から13行目の〇〇〇へ入所以前に請求人を養育していた個人の名前についてであるが、これについては、戦災の折、請求人を実母から預かり、戦後の混乱期の中で生まれて間もない乳児を3年間にわたって育てていたということは、今から74年前の事実であり、現時点では、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある情報とは認められないことから、開示が妥当であると判断する。

最後に、メモの14行目の〇〇〇入所を支援した個人の名前、住所及び職業についてであるが、これらについては、請求人のその後の生活への助言をし、〇〇〇へ入所することを手助けしたということは、今から71年前の事実であり、現時点では、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある情報とは認められないことから、開示が妥当であると判断する。

(4) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う

事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」とは、当該事務の執行が阻害されたり、当該事務を実施する意義を失わせたり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生じる可能性があるとして認められる次のような個人情報をいうとしている。

(ア) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生じるおそれがあるもの

(イ) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあるもの

イ 実施機関は、8号情報に該当するとして非開示とした部分については、請求人及び里親に関する調査結果や、それに基づく児童相談所としての評価に関する記録などの情報であって、これらの情報を開示することとすると、児童相談所が開示請求者の感情や反応を考慮して、相談記録に簡略化した最小限の事実しか記載しなくなるなどの事態が想定され、相談記録の記載が形骸化し、児童相談所における今後の相談事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められると主張している。

ウ 請求人は、本件処分で8号情報として非開示とした部分について、8号情報に該当するためには、その「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると考えるべきであると主張している。

エ 審査会において、本件個人情報を見分したところ、8号情報に該当するとして非開示とした部分は、メモの1行目から7行目の部分であるが、1行目から6行目にかけては里親認定への事実関係が記載され、6行目から7行目にかけては児童相談所の里親認定に対する考え方が記載されていた。

これについては、昭和28年7月30日に作成され、里親登録簿に添付されていたものであり、その後、児童福祉法の改正などにより制度も変わっていることから、開示することにより、現在の児童相談所における里親に関する相談、認定事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある情報とは認められないことから、開示が妥当であると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人は、仮に本件非開示部分が2号情報又は8号情報に該当する場合であっても、条例第17条による裁量的開示を行うことを求めているが、本件非開示部分は、全て開示が妥当であると判断するため、条例第17条の該当性については、判断を要しないものである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年8月1日	○ 諮問書の受理（諮問番号 598） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和元年8月5日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和元年9月18日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和元年10月31日 （第二部会）	○ 審議
令和元年12月5日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年1月23日 （第100回審査会）	○ 答申案審議
令和2年1月29日	○ 答申